

認定区分ごとの利用者負担額（保育料）月額について

【1】教育・保育給付認定 1号の方 1号認定の利用者負担額は0円となります。

【2】教育・保育給付認定 2号・3号の方

階層区分	定義	0～2歳児クラス		3～5歳児クラス		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護世帯	0円	0円	0円		
B	市民税が非課税の世帯	0円	0円			
C1	市民税の所得割課税額	0円の世帯（均等割のみ課税世帯）	3,680円		3,610円	
C2		48,600円未満の世帯	4,660円		4,580円	
D1		48,600円以上 58,200円未満の世帯	7,550円		7,420円	
D2		58,200円以上 84,600円未満の世帯	12,080円		11,870円	
D3		84,600円以上 120,700円未満の世帯	19,740円		19,400円	
D4		120,700円以上 156,600円未満の世帯	26,010円		25,560円	
D5		156,600円以上 174,900円未満の世帯	31,590円		31,050円	
D6		174,900円以上 210,900円未満の世帯	34,760円		34,160円	
D7		210,900円以上 246,700円未満の世帯	40,990円		40,290円	
D8		246,700円以上 285,600円未満の世帯	45,630円		44,850円	
D9		285,600円以上 315,600円未満の世帯	47,840円		47,020円	
D10	315,600円以上 375,700円未満の世帯	52,470円	51,570円			
D11	A階層からD10階層までの階層区分のいずれにも該当しない世帯	55,100円	54,160円			

（1）多子世帯の減額

生計を一にしている子どもが2人以上いる世帯を対象に、第1子の年齢に関わらず、第2子以降は無料となります。

（2）所得・世帯状況による減額

次の（ア）または（イ）の条件に該当する世帯の市民税所得割課税額が77,100円以下にあたる場合は、第1子について次表のと通りの保育料となり、第2子以降について無料となります。（既に、保育課にご申請いただいている方は、申請不要です。）

（ア）ひとり親世帯（死別・離婚・未婚による） ※戸籍謄本（全部事項証明）の提出が必要です。

（イ）障害者と同居している世帯

※以下の(a)～(c)のいずれかの手帳を交付されている方、又は(d)(e)どちらかの受給対象の方と同居している世帯が対象です。

(a)身体障害者手帳 (b)愛の手帳 (c)精神障害者保健福祉手帳(d)特別児童扶養手当 (e)障害基礎年金

階層区分	0～2歳児クラス		3～5歳児クラス	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
C1	0円	0円	0円	
C2	0円	0円		
D1	3,770円	3,710円		
D2	6,040円	5,930円		